

## 健康診査を受診しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目的に、健康診査を実施しています。  
また、平成28年度からは、歯科の健康診査を新たに実施します。一般的な診査項目である「歯（入れ歯）の状況」の確認のほか、高齢者に特化した診査項目として「口腔（こうくう）機能」を含め、千葉県歯科医師会の協力により実施します。対象者は、平成27年度中に75歳になられたかたとさせていただきます。

健康診査種類	健康診査(医科)	健康診査(歯科)
目的	生活習慣病やその傾向があるかたを早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことで、被保険者の健康の保持・増進に資することを目的とする。	口腔（こうくう）機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持、改善することを目的とする。
対象者	千葉県後期高齢者医療被保険者	千葉県後期高齢者医療被保険者のうち、昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれのかた。（平成27年度に75歳になられたかた）
主な健診項目	○基本項目 ・診察 ・身体計測 ・血压測定 ・血液検査（脂質、肝機能、血糖） ・尿検査（腎機能、尿糖）  ○詳細項目 （一定の基準を満たし、医師が必要と認めた場合に対象となります。）	○口腔診査 ・歯と歯肉の状況 （むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど） ・口腔機能の状況 （舌の動き、物を飲み込む力など）  ○口腔衛生指導 ・むし歯、歯周疾患の予防法など
実施する医療機関	市町村ごとに異なる	千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関 （広域連合ホームページに健診協力医療機関の名簿掲載）
実施期間	市町村ごとに異なる	平成28年6月1日～平成28年10月31日
費用	健康診査に係る窓口負担はありません。 （健康診査後の治療に要する費用は、有料となります。）	

健康診査の詳細につきましては、お住まいの市町村健康診査担当までお問い合わせください。

上記2つの健康診査を「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に盛り込み、多くのかたに受診していただけるよう、市町村及び関係機関と協力しながら取り組んでまいります。

## アンケートにご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復師、はり灸・マッサージ等の施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることがあります。（受診を控えていただく目的ではありません。）

アンケートが届いた際は、ご協力をお願いいたします。